

三条市地域未来投資促進法に基づく基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

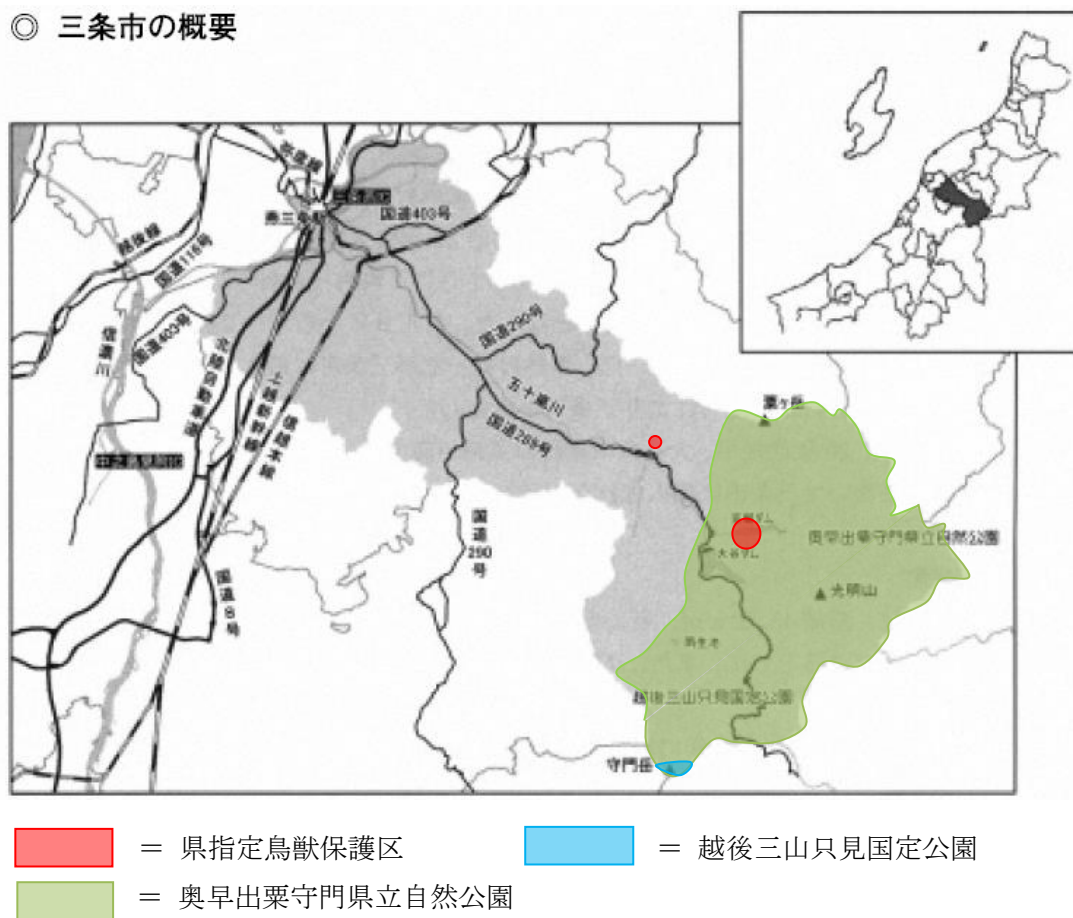
設定する区域は、平成 29 年 4 月 1 日現在における新潟県三条市の行政区域とする。
概ねの面積は、4 万 3 千 2 百ヘクタール程度（三条市）である。

本区域は、県指定の八木ヶ鼻鳥獣保護区（特別保護区）及び笠堀鳥獣保護区（特別保護区）、越後三山只見国定公園の一部、奥早出栗守門県立自然公園の一部を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区、自然公園法（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）に規定する国立公園、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する都道府県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法（平成十四年十二月十一日法律第百四十八号）に基づく自然再生事業の実施地域、シキ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。

（地図）

◎ 三条市の概要



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

三条市は新潟県のほぼ中央に位置し、大河信濃川とその支川五十嵐川、刈谷田川の3つの河川が形成する平野部、南東部の粟ヶ岳・守門岳を代表とする丘陵・山岳地帯から構成されており、都市機能が集積する市街地に加え、豊かな自然や農林資産にも恵まれている。また、それぞれの地域の歴史や文化から育まれた個性豊かな地域を有している。

交通インフラでは、上越新幹線の燕三条駅、北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジといった高速交通の拠点を持つほか、国道8号、289号、403号などの基幹交通網が整備されている。国道289号の福島県境区間は、古くから「八十里越」と呼ばれ、福島県までの開通に向けて工事が進められている。開通によって、三条市と福島県南会津地域が直接結ばれ、新たな広域的地域間の交流や連携に寄与することが期待されている。

自然環境では、栄地区に花菖蒲の開花に合わせて蛍が華やかに舞う地域も残っているほか、福島県と県境を接する下田地区に豊かな自然を有している。特に奥早出栗守門県立自然公園及び周辺地域は、早出川や五十嵐川の源流域に当たり、地形が陰しく原生的な自然環境が保存され、国の特別天然記念物に指定されているカモシカなど野生動物の生息地になっているなど、多様な動植物の生態系が形成されている。

産業では、江戸時代の和釘作りに端を発した「ものづくりのまち」として栄え、全国有数の金属加工を中心とした産業集積地である。各企業それぞれが特有の技術を持ちつつ、独自に企業活動を展開している中小企業の集積地でもある。最終製品の高付加価値化、擦り合わせ型ものづくりによるオーダーメイド中間財の受注及び短納期化、ものづくりの現場や世界感を体感できる「燕三条 工場の祭典」や全国から集まったクラフトマンが手作り作品の展示・販売を行う「三条クラフトフェア」の開催等により、更なる生産拠点としての優位性の確立を進めている。

また、中心市街地の幹線道路を歩行者天国にして開催する「三条マルシェ」による中心市街地の活性化、「ものづくりのまち」の知名度向上としての「キッズニア マイスター フェスティバル in 三条」の開催、豊かな自然から生み出される農産物の加工・販売、下田地区等の自然や観光資源を活かした観光、国道289号（八十里越）や笠堀ダムを活用したインフラツーリズム、「燕三条 工場の祭典」等の高い技術力と産業集積を生かした産業観光等の発展も進んでいる。

なお、平成29年本計画立案時において、三条市の工業団地は1区画を除き分譲済みであり、企業からの積極的な事業拡大や新たな創業のための用地整備の要望を受け、北陸自動車道の栄スマートインターチェンジに直結する場所に、大規模な工業流通団地（開発面積約44ha）の造成事業を進めてきた。

教育分野では、三条市内に4つの高等学校が集積しているほか、全国に先駆けて実施している小中一貫教育、幼保小の連携、三条市の特色（刃物・ものづくり、自然、歴史、

伝統、水害経験、鍛冶集団、市内企業、自然観察指導員、学芸員、防災研究者等）を活かしたキャリア教育、スポーツの分野で子供たちの持っている才能を伸ばす「さんじょうトップアスリート支援事業」を展開するなど、三条市の未来を担う子供たちの育成を強力に進めている。

三条市では、「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち」を総合計画の将来都市像に掲げており、前述の自然環境、産業、教育分野等の維持・発展のための三条市の各種施策や民間事業活動が展開している。さらには人口減少社会に適応しつつ、未来の三条市を支える「学ぶ若者や働く若者が集うまち」の実現に向け、「三条市立大学」（令和3年4月開設）と「三条看護・医療・歯科衛生専門学校」（令和2年4月開設）を設置し、魅力ある持続可能なまちの実現に向けた取組を行っている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

三条市は、雇用者の約35%、売上高の34%、付加価値額の約34%が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造となっている。高い金属加工技術等を伴った中小企業が集積していることを背景とした、更なる高付加価値製品の開発、今後の市場拡大が期待される先駆的分野への進出、海外を含む販路開拓、新たな設備投資、事業拡大等の加速化を後押しするとともに、商品開発プロデューサー、事業承継者、技術承継者、事業創業者等の人材の確保・育成を強力に支援することにより、経営基盤の安定化、事業拡大に伴う質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約35%を占める卸売・小売業やその他サービス業、建設業、不動産業等の域内の他産業にも高い経済的波及効果をもたらすように、地域外との取引で獲得した需要が雇用者数の増加、所得の増加を通じて域内で好循環することを目指す。

さらに、域内の好循環を資本とした他産業における高付加価値製品の開発、販路開拓、新たな設備投資や事業拡大、人材の確保・育成等を後押しし、製造業と他産業との相乗効果により、更なる好循環の創出を目標とする。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額 (全産業)	一百万円	1,559 百万円	

(算定根拠)

- ・ 1 件当たりの平均 231 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.35 倍（新潟県の製造業の生産波及効果係数）

の波及効果を与え、促進区域で 1,559 百万円の付加価値を創出することを目指す。

- ・1,559 百万円は、促進区域の全産業付加価値（185,488 百万円）の約 0.84%、製造業の付加価値（57,063 百万円）の約 2.7%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPI として地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の承認事業件数を設定する。

〔出典〕工業統計調査 2014 年、経済センサス-活動調査 平成 24 年、
新潟県産業連関表 2011 年

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値増加額	－百万円	231 百万円	－
地域経済牽引事業の 承認事業件数	－	5 件	－

《算定根拠》

①地域経済牽引事業の平均付加価値増加額

過去の三条市の 1 事業所当たりの製造業の付加価値増加額実績（過去 5 年相当＝1.95 億円）に、新法による影響分（＋α 分）として、基本計画 3（2）で承認要件として設定する付加価値創出額（3,630 万円）をプラスした額＝2.31 億円を目標額として設定

$$\diamond 1.95 \text{ 億円} (176.00 \text{ 百万円} (\text{※} 1) \times 111.00\% (\text{※} 2)) + 3,630 \text{ 万円} \quad \rightleftharpoons \quad 2.31 \text{ 億円}$$

※ 三条市の製造業 1 事業所当たり付加価値額増加率 ＋11.0%

$$17,600.08 \text{ 万円} (2014 \text{ 年}) \div 15,856.21 \text{ 万円} (2010 \text{ 年}) = 110.99\% \quad \rightleftharpoons \quad 111.00\%$$

〔出典〕工業統計調査 2010 年、2014 年、

②地域経済牽引事業の承認事業件数

$$\diamond \text{年} 1 \text{ 件} \times 5 \text{ 年} = 5 \text{ 件}$$

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,630万円（新潟県の1事業所当たり平均付加価値額3,628万円（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7.8%以上増加すること。

《算定根拠》

売上増加率に準拠

②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で7.8%以上増加すること。

《算定根拠》

三条市の製造業での製造品出荷額等の増加率を上回ること。

$$\left(\begin{array}{l} \text{三条市の製造品出荷額等の増加額} \\ 4,282.5 \text{ 百万円 (1 年平均)} \\ ((276,620 \text{ 百万円 (H26)} - 259,490 \text{ 百万円 (H22)}) \div 4) \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{三条市の H26} \\ \text{製造品出荷額等} \\ 276,620 \text{ 百万円} \end{array} \right) \times 5 \text{ 年} = 7.7405\% \approx \underline{7.8\%}$$

[出典] 工業統計調査 2010 年 2014 年

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4.9%以上増加すること。

《算定根拠》

三条市の製造業での1事業所当たりの雇用者数の増加率・数を上回ること。

$$\left(\begin{array}{l} \text{三条市の1事業所当たりの} \\ \text{雇用者数の増加数 (1 年平均)} \\ 0.2225 \text{ 人/所 } ((23.07 \text{ 人 (H26)} - 22.18 \text{ 人 (H22)}) \div 4) \end{array} \right) \times 5 \text{ 年} = 1.1125 \text{ 人}$$

$$1.1 \text{ 人} \div 23.07 \text{ 人 (三条市の1事業所当たりの雇用者数 (H26))} = 4.8222\% \approx \underline{4.9\%}$$

[出典] 工業統計調査 2010 年 2014 年

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で10.5%以上増加すること。

《算定根拠》

三条市の製造業での1事業所当たりの給与支払額の増加率・数を上回ること。

$$\left(\begin{array}{l} \text{三条市の1事業所当たりの} \\ \text{給与支払額総額の増加額 (1 年平均)} \\ 1.64 \text{ 百万円/所 } ((78.54 \text{ 百万円 (H26)} - 71.98 \text{ 百万円 (H22)}) \div 4) \end{array} \right) \times 5 \text{ 年} = 8.2 \text{ 百万円}$$

$$8.2 \text{ 百万円} \div 78.54 \text{ 百万円 (三条市の 1 事業所当たりの給与支払総額 (H26))} \\ = 10.440\% \div \underline{10.5\%}$$

[出典] 工業統計調査 2010 年 2014 年

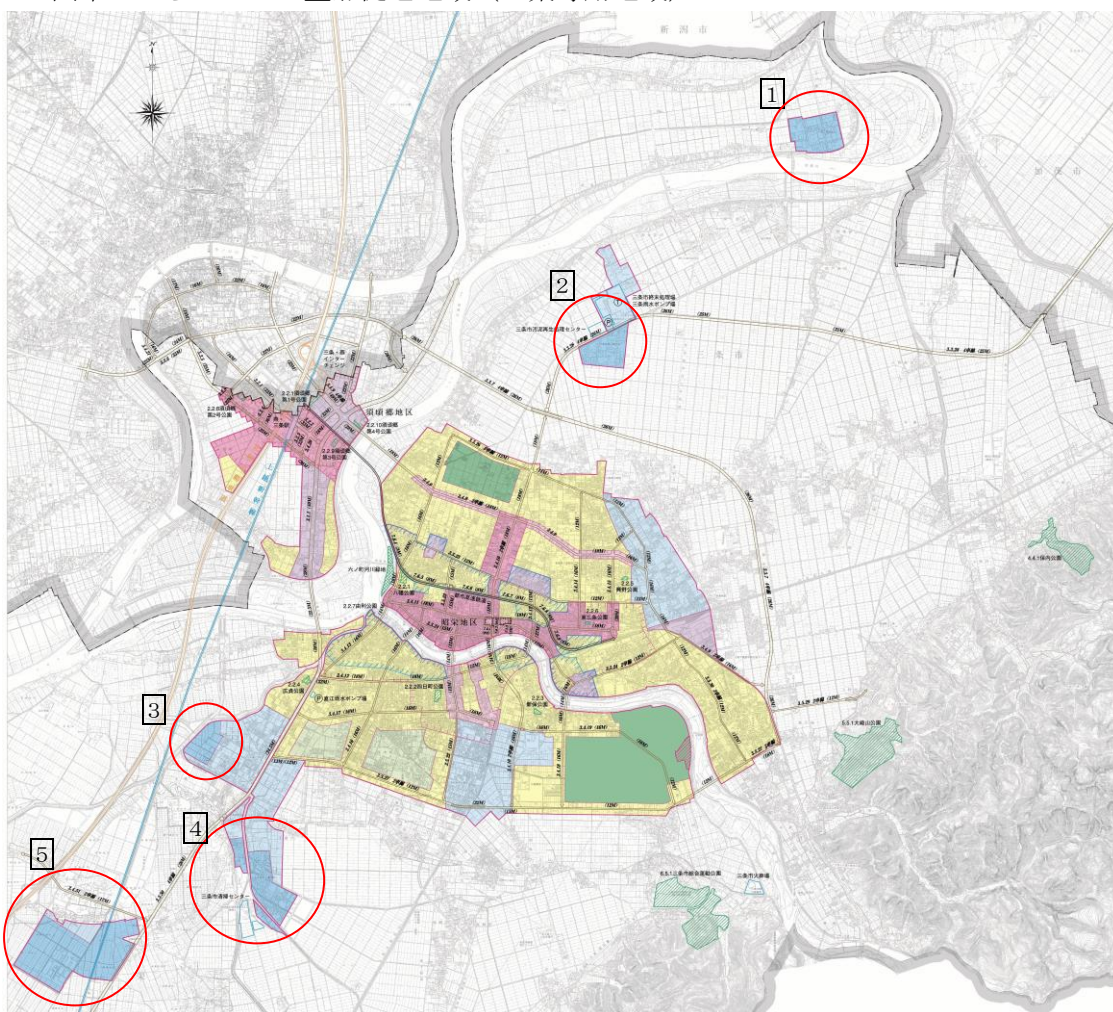
4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

◇重点促進区域位置図

図中1から5までが重点促進地域（工業専用地域）



【重点促進区域1：大島工業団地（地図上1の位置）】

荻島、井戸場

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は17ha程度である。

本区域は、金属加工業、関連加工業及び金物卸業が集積する大島工業団地であり、上

越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕 I C からともに 7 キロ程度とアクセスも良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 2：三条金属工業団地（地図上 2 の位置）】

塚野目、大宮新田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 13ha 程度である。

本区域は金属加工業及び関連加工業が集積する三条金属工業団地であり、上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕 I C からともに 5 キロ程度とアクセスも良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 3：直江町 3 丁目及び 4 丁目地内工業専用地域（地図上 3 の位置）】

直江町

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 9 ha 程度である。

本区域は金属加工業及び関連加工業が集積しており、上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕 I C からともに 4 キロ程度とアクセスも良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 4：金子新田工場団地及び金子新田工業団地内工業専用地域（地図上 4 の位置）】

五明、金子新田乙、金子新田丙、福島新田乙、若宮新田、猪子場新田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 23ha 程度である。

本区域は金属加工業及び関連加工業が集積する金子新田工場団地及び嵐南工業流通団地であり、上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕 I C からともに 5 キロ程度とア

クセスも良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 5：工業流通団地開発区域（地図上 5 の位置）】

福島新田、福島新田柳道下、福島新田松橋下、若宮新田平松葉、一ツ屋敷新田、一ツ屋敷新田土居外、一ツ屋敷新田土居内

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は44ha程度である。

本区域は、金属加工業及び関連加工業が集積する中央工業団地を中心にし、北陸自動車道栄スマート I C と国道 8 号に接しており、アクセスが非常に良好である。県央土地開発公社事業として、中央工業団地を拡充する形で工業流通団地を造成した。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法の非線引地域であるが、工業流通団地造成に併せ、工業地域及び工業専用地域へ変更をした。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

設定した区域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であり、当該地域は金属加工業、関連加工業及び金物卸業の中小企業が集積している。新たな受注増加に伴う施設・設備の新設又は増設及び人材確保の意欲が高く、今後の発展性が高いことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域に遊休地は存在しない。

【重点促進区域 2】

設定した区域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であり、当該区域には金属加工業及び関連加工業の中小企業が集積している。新たな受注増加に伴う施設・設備の新設又は増設及び人材確保の意欲が高く、今後の発展性が高いことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域に遊休地は存在しない。

【重点促進区域 3】

設定した区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域であり、当該区域には金属加工業及び関連加工業の中小企業が集積している。新たな受注増加に伴う施設・設備の新設又は増設及び人材確保の意欲が高く、今後の発展性が高いことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域は、令和4年10月31日時点で、3ha程度の未利用地が存在する。未利用地解消に向けて、周辺企業の増設も含めた企業立地を推進している。

【重点促進区域 4】

設定した区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域であり、当該区域には金属加工業及び関連加工業の中小企業が集積している。本区域は重点促進区域5に次ぐ三条市最大の産業集積地であり、基幹産業である金属加工を始めとするものづくり産業の拠点であることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本区域は、令和4年10月31日時点で、0.1ha程度の未利用地が存在する。未利用地解消に向けて、周辺企業の増設も含めた企業立地を推進している。

【重点促進区域 5】

設定した区域は、県央土地開発公社事業として造成を行った三条市最大の産業集積地となる工業流通団地である。基幹産業である金属加工を始めとするものづくり産業の拠点となることから、本区域内工業専用地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

【重点促進区域 1】

新潟県三条市荻島

980～987、988-1、988-5～7、2050-1、2050-4～17、2050-19

新潟県三条市井戸場

84-1～3、84-7～17、85-2、86-2、87-2、88-2、89-2、90-2、91-2、92-2、93-2、94-2、148-2、148-4、148-5、149、150-2、150-4、218-1、218-3～14、218-16、218-17、563-1、563-2、568-1、568-3～7

【重点促進区域 2】

新潟県三条市塚野目

2149-1、2149-2、2153-2～8、2153-10～12、2153-14、2153-15、2167-1、2171-1、2171-3、2171-4、2180-1、2180-2、2180-5、2180-6、2180-8～11、2190-2、2190-5、2202-1、2202-6、2202-7、2202-12～15、2207-1～8、2213-1～6、2213-8～11、2213-13～16、2217-2～10、2225-1～8

新潟県三条市大宮新田

306-2～6

【重点促進区域3】

新潟県三条市直江町3丁目

2364-1、2365、2366、2367、2368-1、2369、2370、2371、2372

新潟県三条市直江町4丁目

1868-1、1868-3、1869-1、1869-2、1870、1871、1875、1876、1877-1～3、1878、1879、1880、1884、1885、1886、1981-3、1983、1984、1985、1986、1987、1989-1～3、1990-1～3、1993、1994、1995、1996、2003、2004-1～3、2005-2、2010-1～3、2011、2011-1、2011-3～5、2012、2013、2014、2015、2016、2019、2135-1～3、2136-1～6、2137-1～3、2138-1～3、2139-1～3、2140-1～3、2142、2143、2144、2145、2146-1、2146-2、2147、2148、2149、2150、2180、2183、2190、2191、2192、2193、2245-1～3、2246-1、2246-2、2247-1、2247-2、2248-1～3、2249-1、2249-2、2250-1、2250-2、2251-1～3、2252-1～4、2253-1～4、2254-1～3、2255-1～3、2256-1～3、2257-1～3、2258-1～4、2259-1～4、2260-1～4、2261-1～4、2354、2355、2356、2357-1、2358、2359、2360、2361、2362、2363-1～3

【重点促進区域4】

新潟県三条市五明

402-3、402-4

新潟県三条市金子新田

乙945-1～5、乙945-7、乙945-9～29、乙945-31～42、乙945-51、乙945-52、乙946-2、乙955-1、乙959-2、乙959-4、乙963-2、乙964-2、乙964-3、乙965-2、乙966-2、乙974-1、乙975-2、乙976-2、乙981-2、乙984-2～5、乙984-7、乙984-9、乙984-11、乙984-14～24、乙984-27～34、乙1018-2、乙1019-2、乙1019-4、乙1024-3、乙1024-5、乙1025-4、乙1674-1、乙1674-4～14、乙1674-17～28、乙1689-7、乙1689-27、乙1690-2、乙1691-5～13、乙1691-16～18、乙1699-5、乙1700-1、乙1700-6～20、乙1700-23～26、乙1700-28～33、乙1700-35～42、乙1712-8、乙1712-10～12、乙1712-15～20、乙1712-23、乙1716-2、乙1718-2～4、乙1718-8、乙1718-10～14、乙1731-2、乙1732-2、乙1732-3、乙1732-7、乙1732-8、乙

1754-2、乙1754-3、乙1754-6、乙1754-7、丙322-2、丙323、丙324-2、丙325-2、丙326-2、丙327-2、丙328-2、丙329-2、丙331-2、丙333-2、丙338-2、丙339-2、丙342-2、丙343-2、丙549-1~4、丙549-20~50、丙552-1、丙552-2、丙557-1、丙557-3~5、丙557-7、丙557-9~14、丙558-3、丙559-3、丙561-6、丙561-8、丙561-10、丙561-12、丙564-3、丙565-3、丙568-2、丙571-3、丙575-3、丙576-3、丙577-3、丙578-3、丙579-1~3、丙579-12、丙580-2、丙581-2、丙582-2、丙583-4、丙583-5、丙584-3、丙585-3、丙586-3、丙587-3、丙588-3、丙589-3、丙590-3、丙591-2、丙592-1~3、丙593-2、丙595-4、丙595-6、丙595-8、丙595-10、丙596-3、丙597-3、丙598-3、丙599-3、丙600-3、丙601-3~8、丙602-3、丙603-3、丙604-3、丙604-5、丙604-8、丙605-3、丙606-3、丙607-3、丙608-3、丙609-3、丙610-3、丙611、丙612、丙613、丙614、丙615-2、丙850-1、丙850-2、丙852、丙866、丙867、丙868、丙869-1、丙869-2、丙870、丙871、丙872-1~4、丙873-1、丙873-2、丙873-4、丙873-5、丙967-1、丙967-2、丙967-8、丙967-11~13、丙985-1、丙985-3~18、丙1054-1、丙1054-2、丙1055、丙1056、丙1063-1~4、丙625-5~8、丙646-1~23、丙752-1~3、丙874-2、丙875-2~7、丙875-10、丙875-18~31、丙877-2、丙877-3、丙877-5、丙877-7、丙889-2、乙1023-1~6、乙1023-8、乙1023-9、乙1025-2、乙1025-5、乙1027-2、乙1027-4~7、乙1662-1、乙1662-5~7、乙1662-10、乙1662-11、乙1665-1、乙1666、乙1667-1、乙1667-2、乙1668-1~4、乙1669-1、乙1669-5~8、乙1669-17~24、乙1669-26~38、乙1672-2、乙1689-2、乙1689-28~31、乙1690-5

新潟県三条市福島新田

乙961-1、乙962-1、乙963、乙963-2、乙964-1、乙965-1、乙966-1、乙967-1、乙968-1、乙969-1、乙970、乙971-1、乙972-1、乙973-1、乙974-1、乙407、乙408、乙409-2、乙410、乙411、乙642-3、乙647-2、乙754-5、乙754-6、乙754-8

新潟県三条市若宮新田

442-1、442-3~8、443-2、444-2、447-4

新潟県三条市猪子場新田

2011-1~3、2014-1、2014-4、2015-1、2015-3~5、2017-1~7、2019-14

【重点促進区域5】

新潟県三条市福島新田

丙2388-1、丙2388-3、丙2388-4、丙2388-5、丙2388-6、丙2388-7、丙2388-8、丙2388-9、丙2388-10、丙2388-12、丙2388-13、丙2388-14、丙2388-15、丙2388-16、丙2388-23、丙2388-24、丁2170、丁2169、丙2401、丙2402、丙2405、丙2406、

丙 2407

新潟県三条市福島新田柳道下

丙 1726-1、丙 1726-2、丙 1726-3、丙 1726-4、丙 1726-5、丙 1735-4、丙 1735-5、丙 1735-6、丙 1735-7、丙 1735-8、丙 1735-9、丙 1735-10、丙 1735-11、丙 1735-13、丙 1735-14、丙 1735-15、丙 1740-1、丙 1740-2、丙 1740-3、丙 1740-4、丙 1740-5、丙 1740-6、丙 1740-7、丙 1740-8、丙 1740-9、丙 1740-10、丙 1740-11、丙 1740-12、丙 1740-13、丙 1772-2、丙 1820-2、丙 1820-3 丙 1820-4、丙 1820-5、丙 1820-6

新潟県三条市福島新田松橋下

丁 431-1、丁 431-2、丁 431-3、丁 431-4

新潟県三条市若宮新田平松葉

685-1、685-2、685-3、685-4、685-5、699-1、700-2、701-2

新潟県三条市一ツ屋敷新田

1632-1、1632-2、1632-3、1632-4、丙 1735-12、1628、1629、1630

新潟県三条市一ツ屋敷新田土居外

459-4、459-5、479-1、479-2、479-3、479-4、479-5、479-6、479-7、479-8、479-9、479-10、479-11、479-12、539-1、539-2、539-3、539-4、539-5、539-6、539-7、539-8、539-9、539-10、539-11、539-12、539-13、539-14、685-6、685-7、1256-2、1257-2、1266-2、1266-3、1266-4、1266-5、1266-6

新潟県三条市一ツ屋敷新田土居内

356-2、356-3、365-1

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①金属加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野
- ③三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の人材を活用した成長ものづくり分野
- ④三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校や小中一貫教育等の先進教育環境の人材を活用した教育サービス分野
- ⑤下田地区周辺の農地等の自然環境を活用した農林水産、地域商社分野
- ⑥燕三条工場の祭典、下田地区の自然及び温泉等の観光資源を活用した観光分野
- ⑦里山整備による間伐材等の資源を活用した再生可能エネルギー分野
- ⑧須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用したまちづくり分野

(2) 選定の理由

①金属加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

三条市は、平成 24 年経済センサスによると雇用者の約 35%、売上高の 34%、付加価値額の約 34%が製造業となっている。平成 26 年度工業統計調査によると、金属製品製造業（240 事業所）は事業所数の 42.8%、製造品出荷額等の 43.2%を占めており、製造業の中でも特に金属製品製造業が中心とした経済構造となっている。

高い金属加工技術等を伴った中小企業が集積し、金属加工製品の製造・出荷に欠かせない鉄鋼、木工、プラスチック等の関連製造業、卸売業と一体となった経済活動が展開されている。

三条市では、低価格競争からの脱却を図るため、価格以外の価値を重要視する市場を見出すための支援（コト・ミチ人材の活用）、産学官連携で風水力といった再生可能エネルギー発電装置等成長分野の要素技術の開発、設計、試作、製品化といった一貫した開発体制を確立するなど市場の拡大が期待される先駆的分野へ進出に向けた支援（先駆的分野進出支援）、海外販路開拓支援を行うとともに、伝統的鍛冶技術継承支援、地場産業技術継承支援等による伝統的地場産業の振興、新たな継承者への技術習得に係る新規鍛冶人材育成支援、金物卸支援、創業・経営相談、雇用対策支援等を充実させている。

こうした金属加工関連産業の集積を活用して、成長ものづくり分野の促進に取り組む。

②北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野

三条市は、上越新幹線の燕三条駅、北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジといった高速交通が整備されており、燕三条駅と東京駅間は約 1 時間 50 分、練馬インターチェンジから三条燕インターチェンジ間は約 3 時間で結ばれている。

国道 8 号、289 号、403 号などの基幹交通網も整備されているほか、国道 289 号は福島県までの開通に向けて工事が進められており、福島県南会津地域との新たな広域的地域間の交流や連携が期待されている。

これら交通・物流インフラを活用するため、栄スマートインターチェンジの近接地に生産機能と流通機能を集積した新たな大規模な工業流通団地（開発面積約 44ha）を造成し、市内からの新規就業者として 621 人を見込んでいる。

こうした交通・物流インフラを活用して、成長ものづくり分野の促進に取り組む。

③三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の人材を活用した成長ものづくり分野

三条市総合計画では、当市の基幹産業の一つであるものづくり分野において、製品ニーズの多様化や価格競争などが激化する中、ものづくりの持続可能性を高めるためには、伝統的な技術の維持や継承とともに、その技術を進化・発展させて独自の企業価値を創出していくための人材の確保と育成を図ることが必要とし、現場が求めている人材は、数ある工業系大学等で学習や研究により技術を知識として修得しただけの人材ではなく、実践を通じてものづくりに活かせる技能にまで高めた人材であるとしている。地元企業への長期インターンシップを実施することで、雇用のミスマッチによるものづくり産業の人材不足を解消するとともに、学生の段階で実際の現場での経験を積むことで「創造性豊かなテク

ノロジスト」(工学知識と技術+創造力+テクノロジー・マネジメント能力を備えた人材)を育成できる三条市立大学の開設を通じ、地元企業との連携体制を構築している。

また、人口 10 万人当たりの看護職員数では、新潟県は全国で 30 位と下位に位置し、さらに当地域は県内でも最下位となる。看護師の慢性的な人材不足解消に向け、医療系高等教育機関による地域医療を担う人材の供給基盤の確立を目指し、三条看護・医療・歯科衛生専門学校を開設した。

三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開設による当該分野の専門性を持った人材、関係医療機関、三条市内の高度かつ広範な加工技術を持つ企業の経営者や技術者との間での連携構築が期待され、医療現場のニーズに基づく開発から承認取得、量産化まで一貫した体制が整い、技術展開による新事業展開の促進が期待される。

こうした高等教育機関等の人材を活用して、成長ものづくり分野の促進に取り組む。

※三条市立大学

- ① 学部構成 1 学部 1 学科【4 年制】
- ② 入学定員 80 名（収容定員 320 名）

※三条看護・医療・歯科衛生専門学校

- ① 学部構成 3 学科（看護学科【3 年制】、歯科衛生士学科【3 年制】、医療事務学科【2 年制】）

- ② 入学定員

- (ア) 看護学科 40 名（収容定員 120 名）

※県央基幹病院開院後、入学定員 80 名（収容定員 240 名）に増員を想定

- (イ) 歯科衛生士学科 50 名（収容定員 150 名）

- (ウ) 医療事務学科 25 名（収容定員 50 名）

④三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校や小中一貫教育等の先進教育環境の人材を活用した教育サービス分野

三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開設により、当該分野の専門機関及び専門性を持った人材の集積が図られることと、全国に先駆けて実施している小中一貫教育による人材の育成(義務教育 9 年間を通したカリキュラムの作成や小学校と中学校の教員による TT 授業など、高度な知識・経験を持つ教職員)、三条市の特色(刃物・ものづくり、自然、歴史、伝統、水害経験、鍛冶集団、市内企業、自然観察指導員、学芸員、防災研究者等)を活かした教育機会の提供(三条市の特色を活かしたキャリア教育事業)、スポーツの分野において子供たちが持っている才能を伸ばし、更なる高みを目指す育成機会の提供(さんじょうトップアスリート支援事業)により、NPO 法人・体育協会等とともに教育サービスに対し高い付加価値を見出している。

こうした高等教育機関等や小中一貫教育等の先進教育環境の人材を活用して、教育サービス分野の促進に取り組む。

⑤下田地区周辺の農地等の自然環境を活用した農林水産、地域商社分野

三条市の農業者の1人当たりの年間農業所得は、高額所得者であれば400万円程度となっており、新潟県内の所得平均額94万円（平成25年新潟農林水産統計年報）をはるかに上回っている。こうした高額所得農業者の有する市場ニーズの把握力や高度な栽培技術、営業・販売力をさらに向上させるため、「農業の一番星」の育成に注力している。

三条市総合計画では、農産物の生産のみに重点を置き、収入に関わる販売価格については市場相場に委ねるという既存の体質からの転換を図るため、生産から販売までを一貫して行うことで自ら価格を決定することのできる体制の構築を目指すとしている。

加えて、三条市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」でも農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者の1人当たりの年間農業所得を400万円程度まで高めることを目標としている。

下田地区の耕地面積は、三条市の総面積の約10%を占めており、この広大な耕作地において就農者育成指導委託等による農業の担い手確保、新たな就農者への経営に係るフォローアップ等を充実させている。また、三条市全域においても、農業活性化に向けた農業生産法人・農業者経営体質強化支援の取組を進めている。

特に新規就農支援事業においては、先進的な農業経営能力を有した農業法人とタッグを組み、栽培技術から生産管理、農業マネジメントに至るまでマーケットインの視点に立った「儲かる農業」や「小さくて強い農業」の実現に向け取組を推進している。これらにより、高齢化や離農により衰退している農業に活力を生み出し、市場ニーズの把握や高度な栽培技術、営業・販売力を備え、次代に繋がる当市を牽引していく「価格決定力のある農業者」の育成を進めている。

こうした下田地区周辺の農地等の自然環境を活用して、農林水産、地域商社分野の促進に取り組む。

⑥燕三条工場の祭典、下田地区の自然及び温泉等の観光資源を活用した観光分野

当市の観光入込客数は200万人を超えており、近年は毎年約6万人ずつ観光客が増加している。当市の観光施策の拡大・推進に向け、まちなか交流広場でのにぎわいの創出、「三条マルシェ」（7回開催、総来場者数約178千人、参加者の総販売額：約21,000千円）による中心市街地活性化、「燕三条 工場の祭典」（会期4日間、来場者数：約35千人、参加企業の総販売額：27,000千円）、「キッズニア マイスター フェスティバル in 三条」（会期2日間、参加児童・生徒数約320人）、「スノーアクティビティ」（会期2日間、参加者数約1千人）、「楽音祭」（会期1日間、来場者数約3千人）によるまちの魅力の周知、八十里越体感バスの運行（15日間運行、参加者数約1千人）、笠堀ダムかさ上げ工事現場見学（参加者数約300人）、日帰り温泉の八木ヶ鼻温泉保養交流施設「いい湯らてい」（来館者数約168千人）や道の駅に指定されている下田地域交流拠点施設（利用者数約182千人）等を始めとする観光施設の整備、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした観光客の誘引等により、まちの魅力を充実させている。

こうした燕三条工場の祭典、下田地区の自然及び温泉等の観光資源を活用して、観光分野の促進に取り組む。

※各イベントの来場者数等は平成28年度実績

⑦三条市の豊かな自然環境を活用した再生可能エネルギー分野

三条市の森林面積は、当市の総面積の約67%を占めているが、里山整備等に伴う間伐材の賦存量5,427tのうち、バイオマス利用量は126.4tと利用率は2.3%に止まっている。

平成27年3月に策定した三条市バイオマス活用推進計画では、令和4年度までに達成すべき率を80%としている。また、三条市総合計画では、里山の整備等により生じる間伐材等の有効を目的とした木質バイオマス発電の取組を支援し、間伐材等の収集から発電までの一貫したビジネスモデルの構築も視野に入れた林業分野における新たな事業を創出するとともに、里山環境の保全を図るとしており、平成29年9月稼動の木質バイオマス発電施設に伴う間伐材等の燃料木材の安定供給体制の構築を目指している。

こうした三条市の豊かな自然環境を活用して、再生可能エネルギー分野の促進に取り組む。

⑧須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用したまちづくり分野

須頃地区は、上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジのほか、国道8号、国道289号などの南北・東西方向の軸が配置された、広域的な交通の拠点として位置付けられている。土地区画整理事業による都市基盤施設の整備が完了している。

三条市が新潟県のほぼ中央に位置し、政令指定都市の新潟市（人口約81万人）と特例市の長岡市（人口約28万人）の間に位置しているという地理的優位性や高速交通体系の結節点としての特性を生かした商業施設、宿泊施設その他業務施設及び三条商工会議所、（公財）燕三条地場産業センター等の産業支援施設、高度な加工技術で作られる高品質な燕三条製品の物産館（免税店）がある道の駅 地場産業センター（H28年度実績、来館者数：約19万5千5百人、売上額：約3億7784万円）の集積が進んでいる。

三条市では、須頃地区のこのような特性を活かし、三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開設による広域交流機能の整備に取り組んでいるところであり、今後、県や他の市町村の土地利用関係計画等との整合を図りつつ、高次都市機能等の集積度を高め、三条市総合計画、三条市まち・ひと・しごと創生総合戦略その他三条市が策定する各種計画、施策等と調和の取れた持続的な発展を牽引する広域交流拠点の形成を目指している。

こうした須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用して、まちづくり分野の促進に取り組む。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして成長ものづくり分野、観光、エネルギー、教育サービスを支援していくためには、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対

応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例の制定又は改定を行う。

② 不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定する。

③ 地方創生関係施策

平成 29 年度～令和 5 年度の地方創生推進交付金を活用し、次の施策を実施する予定

ア 成長ものづくり分野（５(１)①～③）において、設備投資支援、社会基盤・産業基盤整備等による事業環境整備や、製品・技術開発、販路開拓、生産性向上、人材育成・確保、インターンシップ、専門家派遣、産学官連携、事業継承、事業環境 P R 等の支援施策を実施する予定。

イ 教育サービス分野（５(１)④）において、設備投資支援等による事業環境整備や、調査研究等に対する支援施策を実施する予定

ウ 農林水産、地域商社分野（５(１)⑤）において、設備投資等による事業環境整備や農業の経営体支援や生産基盤整備等の支援施策を実施する予定

エ 観光分野（５(１)⑥）において、DMO 形成、観光コンテンツ開発、ハード・ソフト両面に渡る受入体制整備や、マーケティング、誘客 P R 等の支援施策を実施する予定
また、社会基盤整備を通じて、安全・安心で快適な地域づくりを支援する予定

オ 再生可能エネルギー分野（５(１)⑦）において、設備投資支援等による事業環境整備や、参入に向けた調査研究、事業計画等に対する支援施策を実施する予定

カ まちづくり（５(１)⑧）において、設備投資支援、まちの基盤整備支援等による事業環境整備やまちの魅力向上等に対する支援施策を実施する予定

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 三条市が保有するデータの公開

三条市が公開しているオープンデータについて、企業のニーズに合ったデータ項目の追加等を行う。

なお、オープンデータの公開に当たっては、個人情報保護法、三条市個人情報保護条例、三条市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護を徹底する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

新潟県産業労働部産業立地課及び三条市経済部商工課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 支援体制の構築

新潟県においては、産業観光部産業立地課を中心に、関係事業所管課、政策部門、財

政部門との連絡調整を行える支援体制を構築する。

三条市においても、経済部商工課を中心に、関係事業所管課、政策部門、財政部門の連絡調整を行える支援体制を構築する。

②新潟県と三条市の連携

新潟県と三条市は、地域経済牽引事業の促進に当たり、各種規制に係る手続の連携や各種調整を堅密に行い地域経済牽引事業者を一体となって支援する。

③事業開始後の支援継続

認定地域経済牽引事業の事業期間中は、新潟県、三条市、関係支援機関が連携して継続的なフォローアップを実施し、新たな課題や必要とされる支援への対応を行う。

また、製品の独自の価値や魅力を伝えるための見学・展示販売施設整備を支援する魅力ある工場づくり支援事業、企業連携による製品開発を促進する若手経営者実践型事業、海外販路支援事業、製品開発から販路開拓までを一貫支援する金物卸支援事業を実施し、事業開始後の支援継続を行う。

④事業承継支援

関係機関と連携して実施する事業承継事業、若手鍛冶職人の発掘・育成を行う新規鍛冶人材育成事業、若手の基礎技術を承継する人材の雇用を支援する地場産業技術継承事業、和釘製造に対応できる職人を育成する伝統的鍛冶技術承継事業等を実施し、事業承継の支援を行う。

⑤技術支援等

新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、公益財団法人燕三条地場産センター等が、高度試験研究機器等を用いた技術的な支援を行う。

また、現在の技術を活かした新しい価値を持つ製品開発を支援する先駆的分野進出事業、企業連携による製品開発を促進する若手経営者実践型事業を実施し、技術的支援を行う。

⑥省エネルギー取組の推進

省エネルギー所管部署と連携し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の遵守、国等の施策の情報提供、省エネルギー設備への入替え支援の検討を行い、省エネルギー取組の推進を行う。

⑦地方創生政策や農村振興政策との連携

事業拡大や新規事業に伴う産業用地の確保のため、農業地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画を策定し、栄スマートインターチェンジと国道8号に接する場所に、大規模な工業流通団地を造成した。

⑧人材育成・確保支援

新規鍛冶人材育成事業、地場産業技術継承事業、伝統的鍛冶技術承継事業を継続実施し、人材育成の支援を行う。

また、三条市立大学における地元企業の持続的発展に寄与できる人材の育成や、三条看護・医療・歯科衛生専門学校による地域医療を担う人材の供給基盤の確立を行う。

⑨道路等のインフラ整備との連携

県央基幹病院の開院に向けて、県央基幹病院へのアクセス道路網の整備を図る。

また、栄スマートインターチェンジと国道8号に接する場所に、大規模な工業流通団地を造成した。工業流通団地の機能を最大限発揮させるために必要となる国道8号の渋

滞緩和に向け、国の事業である拡幅事業の推進に協力していく。

⑩新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センターの強化

地域企業が共同利用できる高度試験研究機器の更新又は導入を図る。

⑪公益財団法人燕三条地場産センターの強化

現在、実施している市内企業へのソフト事業を強化するとともに、中長期的な海外販路開拓に向けた計画策定、共同輸出体制の整備等を行い、経営基盤の強化や更なる高付加価値製品の開発、今後の市場拡大が期待される先駆的分野への進出、海外を含む販路開拓を強力に後押しをする。

⑫地域が一体となった事業継続計画の策定

有事の際の供給網（サプライチェーン）全体の可視化や物流ルート多重化等、地域における企業間取引の断絶等への対応について、企業ごとに定める事業継続計画の見直しだけでなく、行政等も含めた地域が一体となった継続計画の策定を検討していく。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年～令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】			
①固定資産税の減税措置の創設	条例制定	運用	運用 必要に応じた改正・制度創設
②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置の創設	条例制定	運用	
③地方創生関係施策	9 月末 地方創生推進交付金申請 12 月 交付金決定 1 月 平成 30 年度地方創生推進交付金申請	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①三条市が保有するデータの公開	運用 必要に応じた項目追加	運用 必要に応じた項目追加	運用 必要に応じた項目追加

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	設置・運用	運用	運用
【その他】			
① 支援体制の構築	構築・運用	運用	運用
②新潟県と三条市の連携	運用	運用	運用
③事業開始後の支援継続	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
④事業承継支援	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑤技術支援等	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑥省エネルギー取組の推進	検討	検討・推進	検討・推進
⑦地方創生政策や農村振興政策との連携	【工業流通団地】 産業導入実施計画策定 造成工事着手	【工業流通団地】 造成工事	【工業流通団地】 令和２年度末までに分譲開始
⑧人材育成・確保支援	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑨道路等のインフラ整備との連携	インフラ整備及び国等への要望活動	インフラ整備及び国等への要望活動	インフラ整備及び国等への要望活動
⑩新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センターの強化	強化	強化	強化
⑪公益財団法人燕三条地場産センターの強化	強化	強化	強化
⑫地域が一体となった事業継続計画の策定	検討	検討	検討

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置している新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、新潟県、三条市、燕市等で設立した公益財団法人燕三条地場産センター、三条商工会議所、栄商工会、下田商工会、各種産業関連団体、金融機関、三条市立大学など、域内に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、新潟県と三条市ではこれら支援機関の理解醸成に努めるとともに、必要に応じて行政と支援機関又は支援機関間の連絡・調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター

○技術支援（技術相談、依頼試験、機器貸付、セミナー等情報提供など）

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付等

○研究開発（共同研究、受託研究、調査研究など）

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等

○起業家支援

インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等

②公益財団法人燕三条地場産センター

新市場販路開拓事業、企業開発力強化事業、海外販路開拓支援事業、企業人材育成事業、需要開拓事業等を通して、金属加工等の地場産業企業の支援を行う。

③三条商工会議所、栄商工会、下田商工会

商工業における意見要望活動、経営・金融・労働・法律など経営に関する相談、商工業に関する技術・技能の普及稼働等を行う。また、三条商工会議所においては、燕三条製品の海外販路開拓を行う燕三条貿易振興会の事務局の立場から、海外販路拡大を強力に支援する。

④公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）

設備投資、新規創業、新分野進出、経営革新、製品・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携等に対して、資金・情報ノウハウ・専門人材等の提供等により幅広い支援を実施

⑤三条市立大学

ものづくりに関する高度な知識・技能の提供を行う。

⑥三条看護・医療・歯科衛生専門学校

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等の協力をする。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、環境基本法（平成五年十一月十九日法律第九十一号）等の環境関係法令及び三条市環境基本条例（平成17年5月1日条例第123号）を遵守するとともに、三条市環境基本計画との整合を図り、環境保全、環境負荷の軽減に向けた十分な配慮を行い、自然、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に奥早出栗守門県立自然公園、越後三山只見国定公園及び周辺地域（県指定の鳥獣保護区を含む。）については、早出川や五十嵐川の源流域に当たり、地形が陰しく原生的な自然環境が保存され、国の特別天然記念物に指定されているカモシカなど野生動物の生息地になっている。この地域の自然環境の保全には十分に配慮し、生態系や動植物の多様性に配慮した開発、整備を行う。

また、大規模開発を伴う場合は、可能な限り自然環境、生活環境に影響を与えないように配慮するとともに、必要に応じて事業実施者及び行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

(2) 安全な住民生活の保全

三条市では、「三条市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成18年12月21日条例第133号)」に規定する基本理念等を踏まえて策定した「三条市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(平成25年12月)」に基づき、安全・安心な三条市の実現のための各種取組を具体的に定め、具体的な取組を推進している。地域経済牽引事業の促進に伴う住民生活の保全は、市防犯担当課、自治会、三条警察署、関係機関・団体と堅密な連携を図っていく。

行政、住民、事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守りあい、犯罪の起きにくい安心・安全なまちづくりに積極的に取り組んでいくものとし、地域経済牽引事業者を始めとする様々な事業活動に当たっては、次の項目について重点的に取組むことにより、犯罪を抑止するとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、安心で安全な住みよいまちづくりを推進していく。

① 防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等。

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や、施設管理の徹底等。

③ 従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等。

④ 交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等。

交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等。

⑤ 不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における、旅券等による当該外国人の就労資格の確認等。

⑥ 地域住民との協議

土地開発又は周辺環境への影響が懸念される地域経済牽引事業の推進の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等。

⑦ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等。

⑧ 警察署との連携

大規模土地開発等に伴う一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。また、企業立地に伴う工場等への乗り入れ口の配置についても、交通安全の観点から警察署との事前協議を行う。

(3) その他

地域経済牽引事業推進体制の整備

毎年1回、新潟県及び三条市の地域経済牽引事業所管課で基本計画及び承認事業計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。その結果、基本計画又は承認事業計画の見直しが必要と判断された場合においては、計画期間中であっても必要に応じた変更を行うものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。今後、必要に応じて基本計画の変更で対応するものとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新

基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。